

高齢者住宅 入居者募集

■募集戸数2戸
■住宅名ポヌールはげの道(前原町3-23-20)Ⅱ1DK(30・2平方メートル。1階。単身者向け)
■家賃1方5千800円～3方1千100円
■入居予定日3月下旬
■申込資格次のすべての要件に該当する方
①65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の方を含む60歳以上の2人世帯で、市内に引き続き3年以上居住している方(所得制限がありません)
②自立している方で次のいずれかの理由により、代替えの住宅を確保することが困難な方▽1年以内に立ち退くように求められている▽住宅の老朽化や、浴室がないなどにより、安全や衛生上の問題がある▽身体に障がいのある方(身体障害者手帳1～4級)で、現住居での生活が困難である▽家賃が収入月額(年間所得から控除を差し引いた額割る12)の4割を超え、支払いに困難している▽原則として、親族の保証人がいる
③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと
他▽すでに高齢者住宅入居申込書を提出している方には、別途通知しますので、再度申し込みの必要はありません▽今回の住宅以外についても常時受け付けています▽持ち家の方は、申し込みできません
■2月23日までに、指定の申込用紙(まちづくり推進課で配布)に必要な事項を明記し、直接、まちづくり推進課住宅係(市役所第二庁舎5階042-387-9861)へ

株式会社セブン-イレブン・ジャパン および株式会社イトーヨーカ堂と地域 活性化包括連携協定を締結

地域課題の解決に向け、相互に連携して取り組むことにより、地域のより一層の活性化を図るため、1月24日に同協定を締結しました。また、高齢者等の地域社会からの孤立を防止するため、同日付けで「小金井市高齢者等の見守り活動に関する覚書」も締結しました。



写真ニュース

軽自動車等の廃車・ 名義変更は3月中旬

原動機付自転車を含む軽自動車等は、4月1日現在の所有者に課税されます。廃棄処分や他人に譲るなどし、廃車や名義変更の届け出をしていない方は、お早めにご手続きをお願いします。手続きをしないと、引き続き所有者として課税されますので、ご注意ください。

各種利子補給制度

「都クイック融資を利用している商工業者の皆さんへ」

地元商工業の活性化支援のために、商工業者(法人・個人)が東京都制度融資のクレジット融資(略称「つなぎ」)を利用して市と契約した金融機関から借り受けた事業資金の融資について、平成29年10月～平成30年3月の支払利子の一部を補助します。

市内に主たる事務所を置く特定非営利活動法人(NPO法人)が市と契約した金融機関から借り受けた、特定非営利活動に係る事業資金の融資について、平成29年10月～平成30年3月の支払利子の一部を補助します。

◆共通◆
制度内容、申込資格、必要書類等、詳しくはお問い合わせください。

必要書類の準備に時間を要することもありますので、お早めにお問い合わせください。

■申請受付期間2月15日(木)～3月7日(水)

■申請受付期間2月15日(木)～3月7日(水)

■申請受付期間2月15日(木)～3月7日(水)

■申請受付期間2月15日(木)～3月7日(水)

■申請受付期間2月15日(木)～3月7日(水)

■申請受付期間2月15日(木)～3月7日(水)

■申請受付期間2月15日(木)～3月7日(水)

■申請受付期間2月15日(木)～3月7日(水)

■申請受付期間2月15日(木)～3月7日(水)

■申請受付期間2月15日(木)～3月7日(水)

■申請受付期間2月15日(木)～3月7日(水)

■申請受付期間2月15日(木)～3月7日(水)

■申請受付期間2月15日(木)～3月7日(水)

■申請受付期間2月15日(木)～3月7日(水)

■申請受付期間2月15日(木)～3月7日(水)

ごみ減量大作戦!!

日ごろから、ごみの減量と資源化にご協力いただきましてありがとうございます。4月からのごみ・リサイクルカレンダーを、3月9日までに全戸配布します。3月中旬になっても届かない場合は、ごみ対策課までご連絡ください。

ごみ・リサイクルカレンダーのほかにも、日々のごみの分別に迷ったときは、スマートフォン・タブレット用のごみ分別アプリが便利です。

「ごみ分別辞典機能」では、品名ごとの分別を簡単に調べることができるほか、「収集日カレンダー」やごみの出し忘れを防止できる「アラート機能」、粗大ごみの回収申し込み先などが分かる「問い合わせ先」、「市からのお知らせ」など、さまざまな機能があります。ダウンロード方法は下記QRコードを読み込み、ダウンロード用のページからアプリをダウンロードしてください(無料。通信料は利用者負担)。ごみに関するさまざまな情報を確認することができますので、ぜひご活用ください。

【12月分のごみ排出量報告】

12月分の燃やすごみ1人1日当たり排出量は、264.9gとなり、目標値(275.4g)を10.5g下回りました。

ごみ対策課減量推進係(042-387-9835)



ごみ1人1日当たりの排出量(単位:g)

燃やすごみ(市内全域)	12月	目標値	差引
	264.9	275.4	△10.5

やった減量成功

(参考)燃やすごみ 前月・前年度同月の排出量	29年度 11月	28年度 12月
	260.9	289.5

燃やさないごみ(市内全域)	12月	目標値	差引
	39.9	33.5	6.4

目標より増えちゃった

(参考)燃やさないごみ 前月・前年度同月の排出量	29年度 11月	28年度 12月
	30.5	39.8

納め忘れはありませんか

各種税金・保険料は、さまざまなサービスを提供するための大切な財源です。納め忘れがありましたら、至急、納付をお願いします。納期限内に納めることが困難な方は、ご相談ください。

納付書の再発行、年金天引きから口座振替への変更

手続等、詳しくは、お問い合わせください。

国民年金保険料

国民年金は、日本国内に住む20歳から60歳未満のすべての人(厚生年金・共済組合加入者を除く)が加入し、保険料を納め、支え合う制度です。

納め忘れがあると、老齢基礎年金、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れなくなる場合があります。

市保険年金課国民年金係(042-387-9844)、立川年金事務所(042-523-10352)

市税

国民健康保険税

国民健康保険税は、国民健康保険に加入している方が納める税金です。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、75歳以上の高齢者が納める税金です。

介護保険料

介護保険料は、65歳以上の高齢者が納める税金です。

市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を滞納すると...

納期限経過後は、納期限

